　1302



一般社団法人日本原子力学会

倫理委員会規程

2019年1月31日　第8回理事会承認

（目的）

第１条 本規程は，日本原子力学会（以下，「本会」という）定款細則第６条および組織規程（0103）第３条により設置された倫理委員会（以下，「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第２条 委員会は，次に掲げる事項を審議および実施する。

（１）本会の制定した倫理規程（1301）（前文，憲章，行動の手引）の改定案の作成等，倫理規程に関する事項

（２）倫理問題の事例集や教材の発行

（３）研究会等の実施

（４）原子力関連の倫理に関連する事項の現状調査

（５）倫理問題に関する意見の表明

（６）その他必要な事項

（組織）

第３条 委員会は，次に掲げるメンバーをもって組織する。

（１）委員

（２）特別委員

２　委員会には，委員長1名，副委員長1名，幹事1名をおく。

３　特別委員は，担当副会長および理事若干名とする。

第４条 委員会の円滑な運営を図るため，幹事会をおくことができる。委員会の下には，小委員会，ワーキンググループ，タスク等をおくことができる。

（任期）

第５条 第３条第１項の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補充，交代により就任する委員の任期は他の委員と同じときまでとする。特別委員の任期は，職務としての任期とし，任期途中で交代した特別委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第６条 委員長は，委員のうちから会長が指名する。

２　委員長は，委員会を招集し，会務を総括する。

３　委員長は，議案に関し特別委員と必要に応じ情報の共有を図る。

（副委員長）

第７条 副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，その職務を代行する。

（幹事）

第８条 幹事は，委員のうちから委員長が指名する。

２　幹事は，委員長，副委員長を補佐して会務を整理する。

（委員）

第９条 委員は，会務を処理する。

（特別委員）

第10条　特別委員は，会長が指名する。

２　特別委員は，委員会の議事に参加する。

（委嘱）

第11条　委員は，会長が委嘱する。

２　委員会に設置される幹事会，小委員会，ワーキンググループ，タスク等のメンバーは委員会で決定し，委員長が委嘱する。

（議事）

第12条　委員会は，委員総数の過半数の出席により成立する。

２　委員会の議事は，特に定めのない場合，委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

３　特に定めのある場合や，緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は，別に定めるメール審議により議決することができる。

（代理者）

第13条　委員は，やむをえず委員会を欠席する場合，その代理者を指名することができる。代理者は委員と同じ権利を有する。

２　特別委員は，やむをえず委員会を欠席する場合，他の理事を代理者として指名することができる。代理者は特別委員と同じ権利を有する。

（委員および特別委員以外の者の出席）

第14条　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

（議事録）

第15条　委員会の議事録は，幹事が作成し，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文等を記載して，委員会の承認を経て保存しなければならない。

（理事会への報告）

第16条　委員会の議決事項は，委員長または委員となっている理事，もしくは特別委員が，理事会に報告するものとする。

（改定）

第17条　本規程の改定は，倫理委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

（雑則）

第18条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附則

１　平成13年9月25日　第436回理事会承認・制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成15年1月28日　第449回理事会承認
2. 平成19年7月30日　第489回理事会承認
3. 平成22年3月17日　第508回理事会承認
4. 平成28年5月12日　第91回倫理委員会起案，平成28年5月24日　第8回理事会承認
5. 2018年12月21日　倫理委員会メール審議起案，2019年1月31日　第8回理事会承認

附則

１　平成28年5月24日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

２　2019年1月31日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。